

報 公 都 京 東

局は、これまでの訓練実施状況とその際に実施したアンケート調査結果に基づき、参加職員の習熟度の差を配慮する必要があるとし、令和6年度には、習熟度別に「基礎編」(オンライン方式併用)と「実践編」とに分けてこの訓練を実施している。さらに、都市復興訓練と広域都市復興訓練を交互に実施し、それぞれの訓練において検討した復興対象区域や復興方針の案及び要望事項の整理等の成果を他の方の訓練に活用することにより、訓練間の連携効果を高める取組を行っている。

(3) 家屋被害調査訓練の実施状況

都及び区市町村は、発災初期に「応急危険度判定」や「災証明発行のための被害認定調査」と並行して、都市復興に係る方針作成等の基礎データとするため、国が撮影を行う航空写真のデータなどを活用して、面的な家屋等被害状況の調査をすることとしている。局は、平成10年度から都及び区市町村職員を対象に、この調査の手順の習熟を図るために図上訓練を実施している(表4参照)。

(表4) 訓練の参加状況(区市町村職員の上段は参加自治体数、下段は参加者数)

対 象	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区市町村職員	14人	20人	29人
都職員	15人	20人	29人

局は、令和6年度には、調査の基本資料となるGIS(地理情報システム)を操作する行政職員の習熟度向上を図るため、調査の手順書や訓練の手引きを更新したほか、最新の都市計画等のデータに基づき事前準備画面を更新するなど、訓練の有効性向上に取り組んでいる。

(4) 復興まちづくり実務者養成訓練の実施状況

発災後の都市の復興では、行政職員と地域住民との連携が重要なことから、局は、区市町村職員を対象として、訓練実施に係る企画立案・実施能力を高める「復興まちづくり実務者養成訓練」を実施し、区市町村が地域住民と協働した復興まちづくり訓練を平時から実施することを促している。訓練は、各区市町村における関係部署の参加を促すための事前準備や、発災後の復興に際して地元の協議会等を円滑に調整するための検討などに加え、訓練実施のための企画書の作成なども実践する内容となっている。

令和5年度までは、発災時に特に災害リスクが高いと見込まれる地区を含む区市町村を選定して訓練を実施していたが、令和6年度は、参加者を区市町村の部長級職員まで拡大し、広い視点での部署間連携や実務能力向上を図る「復興まちづくり実務者サミット」として、三部構成のうち第3部を実務者養成訓練に充てて実施した。

なお、第1部は区市町村の部長級職員を、第2部は業務担当者を対象に、学識経験者を交えて事前復興の必要性についての講演や区市町村間における取組内容の紹介、各区市町村が抱える課題に対しての意見交換等を行っている(表5参照)。

(表5) 訓練の参加自治体数(上段は参加自治体数、下段は参加者数)

令和4年度	令和5年度	第1部	第2部	第3部	合計(実数)
4人	4人	49人	37人	22人	51人

都内62区市町村に対し、これら訓練への参加自治体数は十分とは言えない状況にあることから、局は、実務者養成訓練の構成見直しに引き続き、各種訓練での参加自治体及び職員数の拡大に取り組んでいくとしている。

3 都民への普及啓発

(1) 都市の事前復興シンポジウムの開催

発災後の復興を円滑かつ迅速に進めるために、都民の理解と協力が不可欠であるため、局は、都市の事前復興に関する啓発と復興事業への理解・協力を促進するため、平成12年度から都民参加型の「都市の事前復興シンポジウム」を毎年度開催しており、令和6年度は、過去の大震災で現場の復興に携わった方の講演なども含む内容としている。

なお、新型コロナウイルス禍にあつた令和2年度からオンライン併用で開催してきたが、令和6年度は4年ぶりに対面のみでの開催とした(表6参照)。

(表6) シンポジウムの参加者数
(単位:人)

参加形態	令和4年度	令和5年度	令和6年度
会場参加	184人	234人	317人
オンライン参加	507人	276人	-
合 計	691人	510人	317人

(参考) アーカイブ動画閲覧数 (監査用現在の累計、単位:回)	585回	891回	200回

局は、参加者に対し、申込時及びシンポジウム終了後にもアンケート調査を行い、参加者がシンポジウムの開催などをどのようにして知ったのかやシンポジウムの評価・感想等の情報を得るとともに、令和6年度からは、スマートフォンを使用したチャット形式によるリアルタイムでの参加者の意見・質問の募集も行っている。

しかしながら、より効率的・効果的なシンポジウム実施の周知や他のイベントとの連携による啓発効果拡大などが見込まれる点が見受けられたため、別項意見・要望事項のとおり、局に対しても、改善に向けた検討を求めていた。

(2) 関係局と連携した普及啓発

局は、これまで総務局が主催する総合防災訓練や総合防災展において、都市の復興手順等に関するパネル展示、DVD上映、資料配布等による普及啓発を行っている。（図3参照）。

また、令和6年度には、新たな取組として、前述した都市の事前復興シンポジウムにおいて、会場入口付近で説明員を配置してパネル展示を行うとともに動画の上映も行った。



（図3）総合防災展等における普及啓発

2 指摘事項等**【意見・要望事項】****（重点監査事項）（その他）**

（1）首都直下地震に備えた都市の事前復興の取組について

局は、大規模震災等の発災後に行うべき取組を事前に検討・準備しておくことにより、復興時の課題解決に要する負担軽減や復興まちづくりに関する合意形成の円滑化を図る「都市の事前復興」の取組を進めている（図11参照）。

局は、この都市の事前復興の取組の一環として、区市町村に対し、事前復興の見通しを立てたための手引の作成などの支援や、都民参加型シンポジウムの開催などの普及啓発活動を行っており、これらについて見たところ、次のとおり、検討を要する点が認められた。

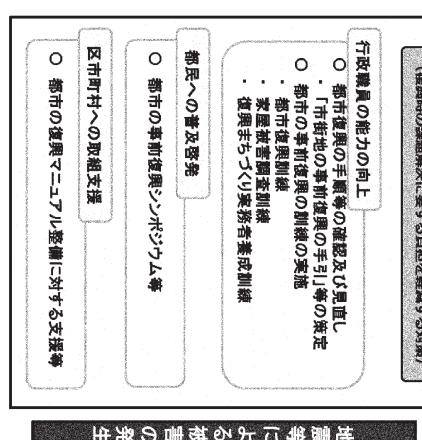
（図1）都市の事前復興の取組

本監査では、都市の事前復興の取組に係る契約9件全件について、契約書類・業務報告書等により、契約手順や履行状況等を確認したが、指摘すべき事項は認められなかった。

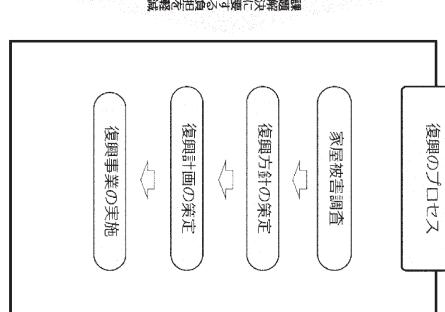
【監査委員からの所見】

局は、阪神・淡路大震災や東日本大震災、令和6年能登半島地震などの教訓を震災復興マニュアルや市街地の事前復興の手引、局内職員向け復興ハンドブックの策定・改定に生かし、都市の事前復興の考え方や取組手順等に反映するとともに、それらを活用した復興訓練では、習熟度別訓練の導入や都職員訓練と区市町村職員訓練間の連携強化など、訓練の実効性向上を図っている。

局は、区市町村の事前復興に対する意識をより高めていくとともに、復興訓練への区市町村の参加促進による発災時復興に当てる職員の協野拡大や、事前復興を身近に感じてもらうための都民への普及啓発に効果的に取り組む必要がある。また、復興マニュアル未策定の区市町村に一層の支援・働きかけを行うなど、区市町村と地域住民との緊密な連携を後押しすることにより、都市の事前復興の実効性をより高めていく必要がある。



複数回にわたり実施される場合を含む



ア 区市町村の事前復興の取組支援について

市街地整備部は、平成27年度に区市町村の事前復興対策を推進し、迅速な都市復興に向けた取組を強化することを目的に、地域レベルの復興のまちづくり計画の事前検討や訓練の実施等を記載した、「市街地の事前復興の手引」（以下「手引」という。）を作成している。

しかしながら、部は、東京都震災復興標準マニュアル（復興施設編）（平成15年総務局、令和7年3月改定）を踏まえた区市町村震災復興標準マニュアル（平成21年総務局、平成29年3月改定）以下の「標準マニュアル」という。（注1）の改定に合わせて、手引の見直しを予定しているものの、平成27年度の策定以来改定されていない状況である。

また、部が令和6年度に行った区市町村の事前復興に関する基礎調査では、次の課題が報告されている。

（ア）区市町村における復興マニュアルの整備が、2・2・3市にとどまっていること

（イ）区市町村には復興に関する専属部署がなく、担当職員やノウハウが不足しており、人的・技術的支援が必要であること

（ウ）部には、マニュアル作成に必要なテンプレート（注2）の提供を望んでいること

一方、部は、令和6年能登半島地震の教訓も踏まえ、同年9月に復興手順や局内各部署の役割を分かりやすくまとめた「都市整備局職員向け復興ハンドブック」（以下「復興ハンドブック」という。）（表1 参照）を作成し、局内全職員に配布するとともに、区市町村に紹介・配布している。部は、手引について、標準マニュアルの改定を踏まえて見直すとしているが、関係局と調整・連携し、速やかに見直しを行うことが望ましい。また、調整等には一定の時間を要することが見込まれるため、次第の対応として、復興ハンドブックをテンプレート化したもの各区市町村に提供し、ノウハウ提供などの支援を行うことにより、区市町村の復興マニュアルの整備に寄与することが期待できる。

こうしたことから、部には、復興ハンドブックの活用による区市町村の事前復興の取組支援を検討することが望まれる。

（都市整備局）

（注1） 部は、「区市町村震災復興標準マニュアル」を作成し、区市町村が復興マニュアル等を作成するための指導・助言を行っている。

（注2） あらかじめ決められたフォーマットや構造が設定されたファイルやデータ

（表1）都市整備局職員向け復興ハンドブックの構成

項目	概要
はじめに	○ 「都市の復興」のイメージ ○ 「都市の復興」におけるねらい・主な実施内容
農災復興の体制と全体フロー	1 農災復興の体制 都震災復興本部の設置、構成 2 農災復興の全体フロー 3 復興方針決定までの流れ（都民への発信内容とタイミング）
都市の復興	1 都市の復興体制（組織体制と分掌事務） 2 復興方針策定までの局内主要業務（各部の役割） 3 具体的な行動手順（目的、都の役割）
参考資料	(1) 調査：「事前の準備」と「被災後の調査」及びフロー (2) 方針：「東京都復興方針」と「区市町村復興方針」の関係 (3) 計画：「東京都復興計画」と「区市町村復興計画」の関係 (4) 事業：「都市地盤改修型事業」と「都市地盤修復型事業」及びフロー 1 東京都震災復興マニュアルとは 2 都市整備局のBCP 3 復興方針＜都市の復興＞の概要（イメージ）

イ 都市の事前復興に係る効率的・効果的な普及啓発について

市街地整備部は、都市の復興についての普及啓発を図るために、平成12年度から都民参加型である「都市の事前復興シンポジウム」を毎年度開催している。令和6年度は、動画上映や講演、討論などを通じて、都市の事前復興の必要性を周知している（表2参照）。

令和6年度は、会場で直接メッセージを伝える効果に期待し、オンライン参加を取りやめて会場参加のみとし、アーカイブ動画は例年どおり後日配信しているところ、会場参加者は増加したものの、オンライン参加者を含めた合計参加者数では、近年の実績を下回っている（表3参照）。

このため、今回の参加状況等を検証・分析の上、デジタルツールの活用や運営方法の工夫などにより会場との一体感を醸成するなど、参加形態の多様化について再検討することで、更なる参加者の拡大や訴求効果の向上が期待できる。

また、部は、会場参加者に対しアンケートを行っているが、アンケートの回収率は3割程度であり、設問も運営一般に関する意見を記載する欄が設けられていないことから、アンケートの設問や回収方法を見直すことにより、次回以降の開催において、より多くの都民の意見を踏まえた催事内容の検討が可能となる。

さらに、部は、防災省営の総務局や局の政策連携団体が主催・共催している都市復興開発シンポジウム（表4参照）について、相互の会場やホームページ上の開催案内などにおいて、相互に連携した広報を行っていない状況である。

局のシンポジウムが区別で開催されている中、多摩地域で実施しているシンポジウムなどでも、相互の普及啓発の取組を案内・広報することにより、今後の参加者の拡大や波及効果の向上が見込まれる。

こうしたことから、部には、都市の事前復興について、より効率的・効果的な普及啓発の取組を検討することが望まれる。

（都市整備局）

（表2）令和6年度都市の事前復興シンポジウムの概要

日 時	令和7年1月21日（火）14:00～17:00
場 所	都庁第一本庁舎5階大会議室
定 員	400名
テー マ	阪神・淡路大震災から30年～あの時と今～
催 事	①「動画上映」「1.17シニア「15:46」の衝撃」 ②「講演」基調講演：阪神・淡路大震災の経験と事前復興の必要性 講 告：東京都の取組 討 論：これからの時代の都市の事前復興 ③「展示」会場入口ホールにて阪神・淡路大震災等のバーチャル動画の展示
主 催	東京都都市整備局 (後援：阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター、東京都公立大学法人)

（表3）シンポジウムの参加状況及びアンケート回収状況

（単位：人、%、回）

年度	定員	会場参加	オンライン参加	合計	回収	回収率	動画閲覧 (注1)
R4	400	184	507	691	196	28	585
R5	400	234	276	510	161	32	891
R6	400	317	—	317	112	35	200

（注1）監査日（令和7年4月25日）現在の累計

（表4）庁内関係局及び政策連携団体が主催等した普及啓発の取組

日 時	令和6年8月9日（金）13:00～17:00	令和7年1月15日（火）13:30～16:30
会 場	都議会議事堂1階 都民ホール	立川市市民会館（立川市錦町3-3-20）
定 員	240名	200名
テー マ	首都直下地震の復興まちづくり支援を考える／専門家と共に考える災害への備え	2024年能登半島地震からのくらし・すまい・なりわい・まちの回復と事前復興まちづくり
主 催	①「報告」令和6年能登半島地震における東京都の対応 ②「講演」能登半島地震の復興プロセスに、東京は事前復興として何を学ぶか ③「パネルディスカッション」東京の事前復興と、専門士業のできるごと、なすべきことを考える	①「研究報告」2024年能登半島地震の復興実態調査と東京の事前復興計画への考察と拡張 ②「講演」災害への備えと対応／令和6年能登半島地震の教訓～行政、被災者、支援者の視点から～ ③「パネルディスカッション」能登半島地震のくらし・すまい・なりわい、の再建と東京からの学び
主 催	災害復興まちづくり支援機構 (共催：東京都総務局)	（公財）東京都連絡協議会、東京都立大学市町村連絡協議会、東京都立大学

1 重點監查事項

「東京とどまるマンション普及促進事業について（安全・安心対策）」
里原益重県

1

【選定理由】

東日本大震災発生時、停電により、特にマンションではエレベーターや給水ボンプが停止し、自宅での生活維持が困難になる事態が多数発生した。一方、令和4年に見直された「東京都の新たな被害想定」においても、高齢者や既往症を持つ人々の、慣れない避難所生活での病状悪化を要因とした震災関連死の増加が想定されている。

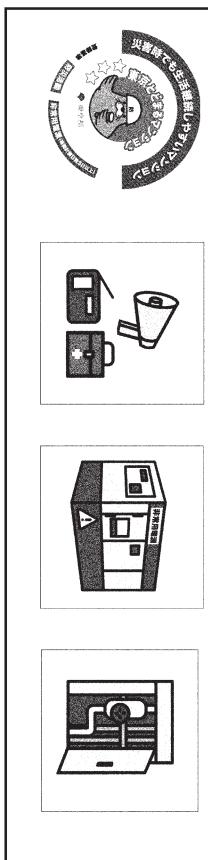
都では、災害などで発生する停電においても、自宅での生活を継続しやすくするよう、水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の非常用電源の確保を行うハード面と、防災マニュアルを策定し、訓練や備蓄等の防災活動を行なうソフト面での取組等を行っており、耐震基準を満たしている分譲・賃貸マンションを平成21年度から「東京都LCP (Life Continuity Performance) 住宅」として登録・公開していく。

さらに、令和4年度からは、「東京とどまるマンション」の取組を新たに開始し、災害対策への普及啓発

本部は令和5年度から、「東京とどまるマンション」として登録しているマンション管理組合や賃貸マンション所有者を対象に、東京とどまるマンション普及促進事業を始め、簡易トイレやエレベーターに設置する防災キャビネットなど防火備蓄資器材の購入に係る経費の一部を補助し、当マンションの登録促進を図っている。

助や既存給排水管の点検調査に係る専門家派遣、町会等と合同で防災訓練を行う場合についての補助も実施し、事業を拡張している。

合で6年にも轟電半島地盤が発生する中、次の災害に備え、約900万人の都民が暮らすマンションでの住宅避難を可能とし、避難者を極力抑制する必要がある。以上のことから、東京とどまるマンション普及促進事業を重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。



【着眼点】

- ① 補助事業について、審査・決定通知や補助金支払に係る手続は適切に行われているか（合規性）
- ② 本事業を契機として、マンション居住者に災後も可能な場合には自宅にとどまる意識を定着させるよう、区市町村、町会、自治会等と連携を取り、取り組んでいるか（有効性）
- ③ 都府における関係部署や不動産業界等と連携して、東京とどまるマンションの周知及び広報をするなど、普及啓発を効果的に行っているか（有効性）

【結果の概要】

1 東京とどまるマンション事業について

(1) 事業の位置付けについて

都は、あらゆる災害リスクを想定した都市の強靭化に取り組んでいる。

そうした中で、本部は、約1,400万の都民のうち約900万人がマンション等の共同住宅に居住している現状を踏まえ、マンション及びその居住者を対象に、旧耐震基準のマンションの耐震化促進を始めとするマンション防災施策に取り組んでいる。

首都直下地震等についての令和4年の被害想定では、都内避難所では約310万人分を確保しているのに對し、避難者は最大約299万人を想定しており、地域偏在等を考慮すれば、避難所運営の相当の逼迫が予想される。

こうした状況を背景に、東京とどまるマンション（以下「とどまるマンション」という。）は、希災後も安全性の継続的な確保が見込まれる新耐震基準のマンションを対象に、居住者の生活継続に繋がる支援を事前に行うことにより、避難所への被災者集中や慣れない避難生活での二次的な健康被害等の発生を未然に防止しようとするものである。

本部は、この制度について、令和6年度には補助事業を拡大し、現在、区市町村や関係団体との連携強化により、その活用を積極的に働きかけている。

(2) 登録制度について

本部が管理するマンションポータルサイトにおいて、分譲マンションの管理組合や賃貸マンションのオーナーから、とどまるマンションの登録を受け付けている（以下、登録したこれらの者を「登録者」という。）。

その登録要件は、表1のとおり、昭和56年の建築基準法改正に基づく新耐震基準を満たし、3日程度以上自宅にとどまるようにするための飲料水・食料を備蓄するなど、ソフト又はハード対策に取り組んでいることである。

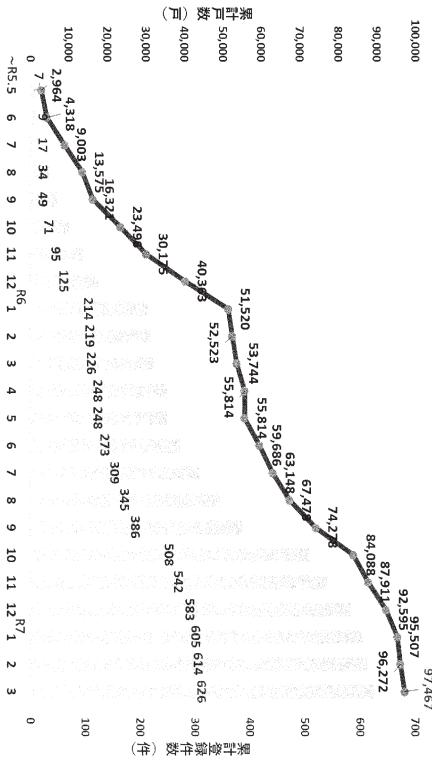
（表1）とどまるマンションの登録要件

ソフト対策	ハード対策
【必須事項】防災マニュアルの策定	【必須事項】非常用電源設備の設置
①年1回以上の防災訓練の実施	停電時水の供給及び1基以上のエレベーターの運転を同時もしくは交互に行える電力供給が可能であること
②3日分程度の飲料水・食料の備蓄	③応急用資器材の確保
④災害時の連絡体制の整備	昭和56年の新耐震基準を満たすもの

とどまるマンションの登録件数は、図1のとおり、令和5年5月末時点7件（約3千戸）であったものが、後述する補助制度の効果もあり、令和7年3月末時点では626件（約10万戸）にまで拡大している。

なお、令和5年住宅・土地統計調査によると、新耐震基準を満たすマンション数という区分ではなく、都内のマンションを含む共同住宅は約518万戸ある。本部は令和6年度から令和7年度にかけてマンション実態調査を実施しており、最新の新耐震基準を満たすマンション数については、そこで把握することとしている。

（図1）とどまるマンション登録数



(3) 補助制度について

ア 防災備蓄器材購入費用に対する補助

本部は、とどまるマンションの普及を促進するため、令和5年5月に登録者に対し、表2の防災備蓄器材購入に係る費用について補助を開始している。

図2のとおり、通常の補助率及び限度額は、購入費用の3分の2(限度額66万円)となっているが、令和6年度からは、地域の防災意識の強化を図るために、登録者が地域の町会や自治会と連携して合同防災訓練を実施する場合には、10分の10(限度額100万円)まで補助を拡大している。

(表2) 補助対象の防災備蓄器材

分類	防災備蓄器材
初期消火	スタンードパイプ、可燃式消火ポンプ
救助・救護	階段避難車、救急セット、担架、リヤカー、はしご、工具、救助用品(ジャッキ・ロープ)、AED、毛布、ヘルメット、機中電灯、仮設テント
情報連絡	トランシーバー、メガホン、ラジオ
生活継続	簡易トイレ、エレベーター用防災キャビネット、給水タンク、炊き出し器、発電機、蓄電池、投光器、カセットボンベ(発電機用)、太陽光パネル(蓄電池用)、養生シート、安否確認マグネット
※	設置工事を伴う据置型発電機、蓄電池、太陽光パネルは除く

(図2) 防災備蓄器材購入補助

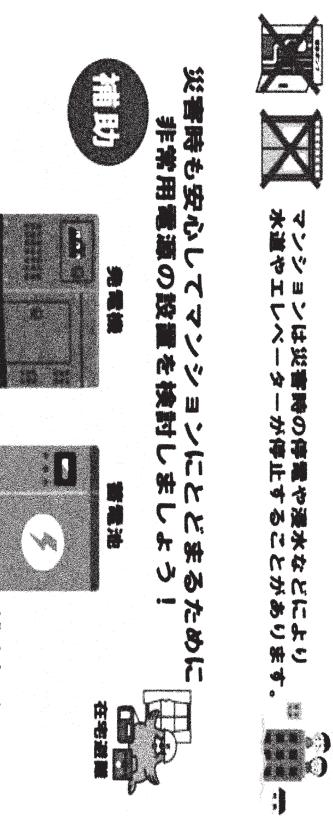


イ 非常用電源及び浸水対策に対する補助

本部は、水道供給やエレベーター運行の停止による生活継続のリスクを低減するため、令和6年度から、上記補助に加え、図3のとおり、非常用電源の設置及び非常用電源を浸水等から守るための止水板設置などの浸水対策の調査・改修費等に対する補助も開始している。

具体的には、登録者に対して、各戸への給水及び1基以上のエレベーターを同時に運転できる電力供給能力を有する発電機については、設置費用の2分の1(限度額1,500万円)、蓄電池については設置費用の4分の3(限度額1,316万円又は1kWh当たり18.8万円の小さい方)を、浸水対策については調査・改修等費用の2分の1(限度額75万円)を補助している。

(図3) 非常用電源確保・浸水対策補助



本部は、とどまるマンションの登録数拡大に伴い、申請受付窓口業務を令和6年10月から公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター(以下「センター」といいます。)に委託している。補助申請については、申請者がセンターへメール・郵送・窓口提出のいずれかの方法で行う。これを受け、センターは審査を行い、必要に応じて申請者の電話確認や現場調査を行っている。本部は、センターでとりまとめたこれらの申請書の送付を受け、補助金交付決定を行うとともに、事後には、センター経由で完了実績報告を受け、完了確認及び補助金の支払を行っている。そこで、支払済の補助金関係書類380件中219件を抽出し、補助金交付手続について確認したところ指摘すべき事項は認めなかつた。

(4) 専門家派遣について

ア とどまるマンション給排水管点検調査について

本部は、自宅での生活雑誌に当たっては、トイレの使用歴についても、事前に準備しておくことが重要であるため、令和6年度から、とどまるマンションの4割を占める築30年以上のものうち、これまでに給排水管改修を行っていないものを対象に、関係団体との業務委託により建築士や建築設備士などの専門家を無料で派遣し、給排水管点検調査の支援を実施している。

令和6年度は、希災後のトイレ利用の可否を管理組合等が判断できるよう、点検方法や必要な改修方法等についての提案や助言を行うなど、19件の支援を行っている。

本部は、この調査で得た知見を活用し、今後、本部が作成する「東京都マンション防災ガイドブック」において、発災時に安全にトイレを使用するための手順や給排水管の安全対策について紹介する予定である。

イ 普及啓発における活用について

本部は、とどまるマンション給排水管点検調査の他に、とどまるマンション登録手続等を含めた必要な支援を行うため、関係団体との業務委託によりマンション管理士の専門家派遣を実施している。

2 事業の普及啓発について
ア 区市町村や関係団体等との連携

本部は、令和6年度は、12区7市がそれぞれ主催した「分譲マンション管理セミナー」などの相談会等に、関係団体との業務委託によりマンション管理士を派遣し、とどまるマンション事業に係る申請手続等の各種相談に応じている。その際に、自宅での生活雑誌に关心等がある分譲マンション管理組合や賃貸マンションオーナーを掘り起こすため、会場で参加者に対してアンケートを実施している。このアンケートの結果、49件あった回答のうち30件では、とどまるマンションの登録に結び付けている。

イ 町会、自治会等との連携

上記アンケート結果などから、地域の防災訓練活動等に参加しているマンション管理組合が少ない中、本部は、マンション管理組合と地域の連携を促す取組として、前述したとおり、登録マンションが地域の町会や自治会と予め連携し、合同防災訓練を実施した場合、防災備蓄資器材の購入補助率を高める補助制度を導入している。

また、この合同防災訓練の一部は、生活文化局の事業である「町会・マンションみんなで防災訓練」や「地域の底力発展事業」の一環としても実施されている。

ウ 関係団体との連携

本部は、マンション管理業協会や東京都マンション管理士会といった、マンション管理事業に関わる法人やマンション管理士を会員とする業界団体等にとどまるマンション事業を案内・周知し、傘下の会員に展開してもらうことにより、事業の普及促進を行っている。

また、局は、分譲マンション管理の適正化や耐震化促進を目的とする「マンション施設推進会議」や耐震改修等に向けて管理組合等への働きかけを行う「東京都マンション管理・再生セミナー」を各々年1回関係団体と開催した際に、とどまるマンション事業の普及啓発を行っている。

さらに、令和6年度の業務委託の中では、防災マニュアルの策定に向けた説明(33件)や災害時連絡体制の整備に向けた提案(35件)、防災訓練計画の提案(24件)、防災備蓄資器材の提案(32件)、とどまるマンション登録の申請補助(27件)、補助事業の申請補助等(32件)など、個別の取組も行っている。

(2) 都府における普及啓発の取組について

ア 本部の取組

本部は、発災時における自宅マンションにとどまる意識の定着を図るため、都民に対して、東京都公式YouTubeチャンネルにおいて本事業を周知する動画を配信するとともに、図4のとおり、とどまるマンションの登録者に対してステッカーを作成・配布し、マンション住民や訪れた方が観覧可能なエントランス等への掲示を求めている。

また、補助対象である登録者に対し、郵送やメールにより、令和6年度に拡充された補助制度の内容などを周知し、補助事業の活用や発災時における自宅マンションでのとどまる意識の定着に努めている。

さらに、「災害時エレベーター対処訓練」や「マンション防災訓練」など区市町村や関係団体等の主催で実施しているもの一部に、本部の職員が参加し、事業の意義について参加者に面倒で普及啓発を行っている。

(図4) 実際の掲示状況



イ 庁内関係部署との連携

本部は、「マンション施策推進行政連絡会」を年1回開催し、総務局、都市整備局、生活文化局及び区市町村と連携し、どまるマンション普及促進事業を含む各種住宅施策の情報共有を行っている。

また、本部は広報活動の一環として、令和5年度から普及促進キャラクター「トドまるくん」を採用し、令和6年度中はイベント啓発用にこの「トドまるくん」の着ぐるみを作成し、令和7年度から総務局の「防サイくん」と各種イベントでPR活動をコラボレーションするなど、有効に活用している。

【監査委員からの所見】

本部は、どまるマンション事業について、令和5年度からは補助制度を開始し、令和6年度にはその対象を追加・拡充するとともに、区市町村や関係団体との連携により事業の普及促進を図ってきた。発災時においても自宅での生活継続を支援するこの事業は、避難所への被災者集中や慣れない避難生活での二次的な健康被害等の発生防止にも有効であると考えられることから、本部は、どまるマンションの今後の普及目標を定めながら事業の実効性を高める手法を検討するなど、より効果的な事業の推進に取り組む必要がある。

**1 重点監査事項
「PCB廃棄物の処理について」**

都では、東京都環境基本条例第9条の規定に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な実現に向け、2030年までの施策の方向性を示している。本計画では2050年のあるべき姿(PCB)などの有害廃棄物対策を徹底するなど、平時ににおける廃棄物処理体制を強化することが計画されている。

PCBは、変圧器及びコンデンサー用の絶縁油等、幅広い分野で使用されてきたが、その毒性が問題となり、昭和47年以降、その製造や輸入等が禁止となつた。平成13年、ポリ塩化ビフェニル特別措置法(以下「法」という。)が制定され、保管事業者は、原則として処分期間内に、高濃度PCB廃棄物については特例処分期限日(処分期間の末日から起算して一年を経過した日)までに、PCB廃棄物を自ら処分するか、処分を他人に委託して処分することが義務付けられている。都内のPCB廃棄物の処分期間等は表1のとおりである。

(表1) 都内のPCB廃棄物の処分期間等

区分	処分期間	特例処分期限
高濃度 PCB 廃棄物 高圧変圧器・高圧コンデンサー等	平成28.8.1～令和4.3.31	令和5.3.31
安定器・PCB汚染物等	平成28.8.1～令和5.3.31	令和6.3.31
低濃度 PCB 廃棄物	平成28.8.1～令和9.3.31	

PCB廃棄物の処理について、局では以下の事業を行っている。

ア PCB廃棄物の紛失などによる環境汚染の未然防止に向けて、PCBの適正管理に必要な手続を定め、事業者を指導。

イ 中小企業者を対象に、微量PCB混入の可能性がある絶縁油や電気機器等の廃棄物処理経費及び分析費の一部を補助(都が公益財團法人東京都環境公社に原資を出資し、公社が事務処理を実施)。

ウ 法で定める期限までに処分しない場合、行政処分(改善命令・代執行)を実施。
以上のことから、PCB廃棄物の処理を重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。

【着眼点】

- ① PCB廃棄物の処理状況を把握し、未処理の事業者へ指導を行っているか(合規性、有効性)
- ② 事業の実績や効果を適切に把握し、必要な見直し等が行われているか(効率性)
- ③ 保管事業者への理解促進の取組は適切か(効率性、有効性)

東京都公報

【結果の概要】

監査を行った結果、局は、PCBの紛失等による環境リスクの拡大を未然に防止するため、「東京都PCB（ボリ塩化ビフェニル）適正管理指導要綱」（以下「要綱」という。）を作成している。

① PCB廃棄物の処理状況の把握及び未処理の事業者への指導について

法で義務付けられているPBC廃棄物の保管及び処分状況等の届出に加え、局は、要綱により、表2の様に届出すべき事項を追加し、都内におけるPBC廃棄物等の各種状況を、より詳細に把握する体制を整えている。

(表2) 妥納で追加している主な抽出

内各 用具	内各 用具
使用中の PCB 製品の使用状況報告書	使用中の PCB 製品について、法で求められているのは高濃度にかわからず、建て替え等の理由で PCB 廃棄物の保管場所を変更する場合、PCB 廃棄物の紛失や事故防止のため、移動前に運搬計画を届け出るよう求めている
PCB 廃棄物保管場所変更運搬計画	

【高濃度 PCB 廃棄物の処理状況について】

令和6年3月31日時点で発見されている高濃度PBC廃棄物については、全て中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）（注）と処理契約が締結されていることを確認した。令和6年4月以降に、規則による38件の事業者において高濃度PBC廃棄物が発見されたが、令和7年1月現在は、JESCOと未契約の事業者は13件となっている。この13件の事業者についても、JESCOスタッフとも連携のうえ立入検査を行い、確実な処理に至るよう指導を行っており、未処理の事業者に対して指導をせず放置されているような問題点は認められなかった。

【低濃度 PCB 廃棄物の処理状況について】
低濃度 PCB 廃棄物の保管状況は表3の
にかけて電気機器は4万3,409台(個)、

低濃度 PCB 薫蒸物の保管状況は表 3 のとおりであり、令和 4 年 3 月 31 日から令和 5 年 3 月 31 日までにかけて電気機器は 4 万 3,409 台（個）、汚染物は 28 万 1,708kg 減少しており、処理が進んでいる。

区公所
合計 4 3 31(△)
合計 5 9 31 (R)
合計 6 9 31 (C)
増減 (C-A)

事業者数	1,456	884	834	△622
廃棄物の分類(単位)				
電気機器（台・個）	50,570	10,088	7,161	△43,409
微量PCB油等 (t)	72.887	103,513	104,629	31,742
汚染物 (kg)	509,927	234,308	228,219	△281,708

事業の実績の把握や必要な見直しにつれて

低濃度 PCB 废棄物に関しては、監査日現在、国の補助制度が存在しないため、局は、独自の補助制度である「東京都微量 PCB 废棄物処理支援事業」を実施し、事業者の負担を軽減することで、PCB 废棄物処理の推進に努めている。これは、PCB 混入の可能性がある鉛鉄錆、電気機器等の分野普及及び医療物処理費用（収集・運搬及び処分経費）の 2 分の 1（限度額あり）を補助するものである。事業者への補助については、処理の一層の促進のため、平成 26 年度からは、補助限度額を表 4 のとおり引き上げるなど見直しを行っていることを確認した。

(表4) 電気機器の処理費用についての補助限度額見直しについて		
機器電源容量(単位:kVA)	改正前(平成25年度以前)	改正後(平成26.4.1以降)
75以上	12万円	45万円
30超75未満	10万2千円	35万円
30以下	8万4千円	25万円

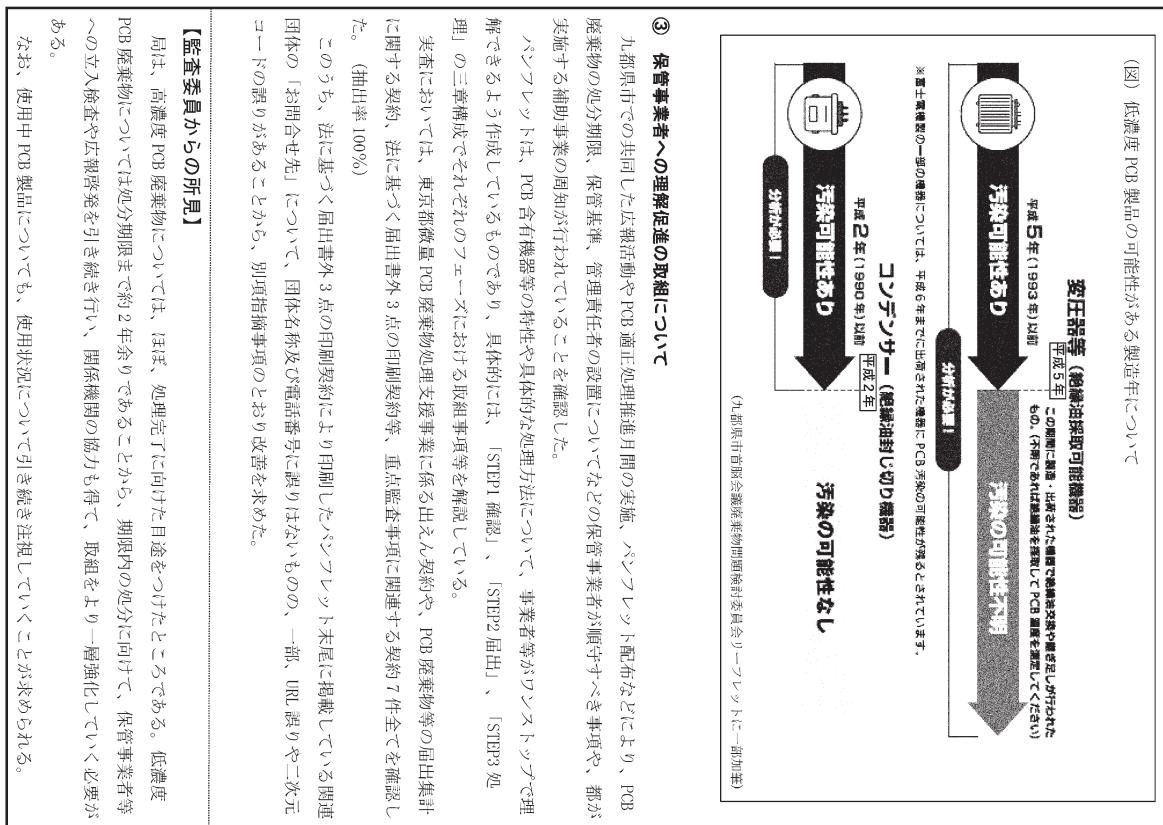
課題に対応するため、局は低濃度 PCB 含有機器（PCB 含有の疑いのある機器を含む。）について、使用期限や濃度の分析を義務化すること等を平成 28 年度以降、継続して国へ要望している。

〔低濃度 PCB 廃棄物の処理状況について〕

に低濃度 PCB 汚染物の保管状況は表 3 のとおりであり、令和 4 年 3 月 31 日から令和 6 年 3 月 31 日までにかけて電気機器は 4 万 3,409 台（個）、汚染物は 28 万 1,708kg 減少しており、処理が進んでいる。

(表3) 低濃度PCB廃棄物の保管状況

A Comparison of Two Methods for Estimating the Number of Species 11



2 指摘事項等

「指摘事項」

(重点監査事項) (提出)

- (1)掲載するURL等について十分に確認を行った上で、パンフレットを作成すべきもの

資源循環推進部は、P C B 廃棄物の適正管理に関する普及啓発のため、P C B 廃棄物の届出

に関する依頼文とともに郵送にて配布されており、配布に当たっては、表の契約により、パン

フレットの印刷を行っている。

また、局ホームページにおいても、ダウンロードができるようになっている。

パンフレットには「お問合せ先」として、P C B 廃棄物の処理に関する団体の一覧、団体

ホームページURL(以下「URL」という。)及び二次元コードが図のとおり掲載されてい

る。局ホームページからパンフレットを閲覧した場合、URLをクリックすることで、団体の

ホームページを閲覧することができる。

これらについて見たところ、以下のとおり不適切な事項が認められた。

①については、URL中の「-」を半角とすべきところ、全角で表示されている。そのた

め、URLからホームページを表示できない状態となっている。

②については、令和6年3月に団体ホームページのURLに変更があったものの、パンフレ

ットに表示するURL及び二次元コードの変更を行っていない。そのため、URL及び二次元

コードからホームページを表示できない状態となっている。

③については、局ホームページのURLに変更があり、パンフレットに表示するURLの変

更は行つたものの、二次元コードの変更を行っていない。そのため、二次元コードからホームページを表示できない状態となっている。

また、部が過年度に作成したパンフレットについても確認したところ、①に記載の団体につ

いては令和4年度から、③については令和3年度から同様の誤りがある状態となつており、

3年以上の長期間にわたり、記載のまま、配布が続けられていたことが確認された。

これは、パンフレットの作成に当たり、URL等の正誤や変更の有無を慎重に点検すべきであつたところ、部の確認が十分に行われていなかつたことによるものであり、適切でない。

部は、掲載するURL等について十分に確認を行った上で、パンフレットを作成されたい。

(表) 契約の概要
(単位：円、部)

契約件名	契約期間	契約金額	印刷部数
PCB特別措置法に基づく届出書 外3点の印刷	令和6.4.22～令和6.5.15	337,810	3,500

(注) このうち、パンフレット印刷にかかる費用は10万1,500円